

## 令和5年度山梨県障害者自立支援協議会報告書

令和6年8月19日

## 1 山梨県障害者自立支援協議会の概要

## (1) 設置

平成19年2月

## (2) 目的

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的として、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議する。

## (3) 活動内容

- ・ 県内の地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言する
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議する
- ・ 県全体の相談支援体制のあり方を協議する
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及する
- ・ その他、協議会において必要と認めた事項

## (4) 委員構成

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（20名）

## (5) 部会構成

- ・ 相談支援・人材育成部会
- ・ 地域移行部会
- ・ 権利擁護部会
- ・ 強度行動障害支援プロジェクトチーム

## 2 専門部会及びプロジェクトチームの活動を踏まえた課題と成果

## (1) 相談支援・人材育成部会

## 【主な課題】

- ・ 障害のある方が身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けられるよう、多様なニーズに対応する相談支援体制の整備が必要である。
- ・ このため、相談支援に従事する者の資質向上、連携の強化、相談支援体制の現状把握、課題の分析等の取組を進め、相談支援体制の整備を図っていく。

## 【取組の成果】

- ・ 主任相談支援専門員ネットワーク会議を2回開催。地域づくりの取組事例の共有や主任相談支援専門員の役割の再確認を行い、主任相談支援専門員同士の連携強化や主任相談支援専門員としての意識向上に繋がった。

- ・ 基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議を2回開催。「第1層に対する2層3層のサポート体制について～新規事業所に対して、各基幹・委託事業所が既存の枠組みでできること～」や権利擁護部会が行った障害者虐待の防止への対応状況の調査結果をテーマにグループワークを行い、それぞれの立場での対応状況の共有を行った。基幹相談支援事業所、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所の連携強化が図られた。
- ・ 市町村を対象に「計画相談支援・障害児相談支援に関わる調査」を実施し、事業所数や配置人数、支給決定数、セルフプラン数などを調査した。調査結果を基に、部会において県全体及び圏域毎の分析を行った。また、調査結果を基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議で共有し、地域毎の分析を行った。
- ・ 主任相談支援専門員ネットワーク会議、基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議、県と地域の合同自立支援協議会の内容を整理し、「新規相談支援事業所開設にあたり、各機関が行えるサポート体制について」を作成した。
- ・ 研修企画チーム会議を2回開催し、相談支援従事者研修（初任者、現任、主任）やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（基礎、実践、更新）における改善点の掘り下げや、実情に即した研修内容の検討、インターバルでの対応等を協議した。また、研修検討ワーキングを1回開催し、令和4年度から新たに始めた研修（ピアサポート研修、強度行動障害支援者養成研修（フォローアップ研修））の実施状況や課題を協力団体と共有した。

## （2）地域移行部会

### 【主な課題】

- ・ 精神障害にも対応した重層的な地域包括ケアシステムの協議の場の充実
- ・ 地域移行支援を更に推進していくための支援・連携体制の見直し（高齢障害者、8050問題へのアプローチ）
- ・ 入所施設職員・相談支援専門員の意識改革の必要性
- ・ ピアサポートの充実
- ・ 地域生活を継続していく中で必要とされる権利擁護機能へのスムーズなアクセス
- ・ 障害者の住まい確保の困難さ

### 【取組の成果】

- ・ 「精神障害者地域包括ケアシステム関係者研修会」を開催。県内3会場をオンラインで繋ぎ、先進的な取組事例等を講義で聞きながら各地域でできること、やらなければならないことなどについて協議した。
- ・ 「入所施設管理者・相談支援専門員向け研修会」を開催し、令和6年度報酬改定から、入所施設に求められる機能を確認するとともに、入所施設が抱える課題等について協議した。
- ・ 地域移行ピアサポーターに部会に参加してもらい、支援の状況や、課題感を共有するなど、質の高いピアサポート活動の取組を支援した。
- ・ 成年見利用促進ワーキングチームが令和4年度に行った調査結果を踏まえ、県及び市町村に対して提言を行った。健康長寿推進課が行政担当者向けに行っている

権利擁護支援対応力強化研修に障害福祉課・健康増進課が合流し、課をまたいだ連携を図ることに繋がった。

- ・ 住まい確保に関する課題の圏域特性について地域協議会との情報共有。更に詳細な実情把握をするために支援者向けのアンケートを準備中。
- ・ 県部会員を地域協議会へ派遣し、地域診断・地域課題の抽出を行った。富士北麓協議会にはコア会議へ9回、PT会議へ5回派遣。富士東部協議会にはコア会議へ3回、地域移行部会へ5回派遣。

### (3) 権利擁護部会

#### 【主な課題】

- ・ 障害を理由とする差別について、表面化していない隠れた実態がある。
- ・ 障害当事者の思い・考えが支援者や社会へ届いていない。
- ・ 市町村担当者や施設職員の「虐待」「差別」「権利」に対する意識、支援の質を上げる必要がある。

#### 【取組の成果】

- ・ 障害当事者の座談会「知ろう、学ぼう、私たちのこと」を2回開催。地域の中で障害当事者が自分の意見を発信していく場の必要性について再確認できた
- ・ 甲府市における障害当事者を中心とした合議体の取り組みを拝聴し「本人主体」の大切さを改めて確認した。
- ・ 県と地域の合同自立支援協議会にて地域自立支援協議会の障害当事者委員及びその家族の委員に集まっていたいただき、意見交換を実施した。繋がること（ネットワーク）の必要性や障害当事者の思い・考えを発信していく重要性を再確認した。
- ・ 山梨県立大学にて学生向けに委員数名が権利擁護に関しての講義を行った。
- ・ 令和4年度「障害者虐待の防止への対応状況及び研修実施に向けた現況調査」を・基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議で報告し、相談支援従事者と意見交換を行った。また、同調査を令和5年度においても実施し、市町村担当者向けの虐待防止研修にて報告した。

### (4) 強度行動障害支援プロジェクトチーム

#### 【課題】

- ・ 強度行動障害を支援において困難を抱えている事業所に対して、アドバイスをする仕組みを確立することが必要。
- ・ 状態が悪化した人、もしくは病院から退院できるが地域生活は難しい人に対応する「広域的な受け皿」がない。
- ・ 予防的な対応として、子ども期からの早期療育や学校での対応、医療との連携体制を構築していくことが必要。
- ・ 福祉・保健・医療・療育・教育・保育などの各分野が連携し、本県における支援体制を協議する場が必要。

#### 【取組の成果】

- ・ 県が行う山梨県強度行動障害者支援体制強化事業（コンサルテーション派遣事業）

において、コンサルテーションへの動向や事業委託先からの中間報告等に参加しながら、サポートを実施した。コンサルテーション導入の流れが確立できた。

- ・ 「広域的な受け皿」の体制整備に向けて先進県の取組（専門的人材育成、コンサルテーション、短期入所先や受け入れ先への他単独補助金等）の確認を行った。また、福岡市の強度行動障害者支援事業で中心的な役割を担っている「(福)福岡市社会福祉事業団 障がい者地域生活・行動支援センターかへむ 森口所長」をオンラインで招き、取り組みに係る学習会を実施した。
- ・ 協議の場の充実に向けて、こころの発達総合支援センターへ当プロジェクト会議への参加協力依頼を行い、12月のプロジェクト会議から同センター次長が協力員として参加した。

### 3 県と地域の合同自立支援協議会において抽出された広域的な課題について

- ・ 12月に県と地域の合同自立支援協議会を実施し、事前に集約した以下の4つの課題テーマで共有、検討した。

#### (1) 基幹相談支援センターの機能強化について

##### 【グループワークでの主な意見】

- ・ 基幹相談支援センター（3層）が委託相談支援事業所（2層）も担っているため、個別相談に追われ、地域づくりや支援者支援といった基幹相談支援センターの本来業務ができない状況がある。
- ・ 主任相談支援専門員が配置できていない基幹相談支援センターがある。人材確保が課題。
- ・ 市町村が直接運営する基幹相談支援センターの場合、職員に相談支援専門員としての経験が少ないことや、他の窓口対応に追われてしまうことにより、基幹相談支援センターの本来業務ができていない。
- ・ 基幹相談支援センターが協議会に関与し、活性化することが求められるが、現状協議会が各部会の報告だけに終わってしまうことがあり、活性化していない地域がある。個別課題と協議会の連動が必要。

#### (2) 地域生活支援拠点の課題、活性化について

##### 【グループワークでの主な意見】

- ・ 地域生活支援拠点の周知が十分にされていない現状がある。積極的に周知し、登録事業所を増やしていくことが重要。
- ・ 「緊急」の定義が市町村によって異なっている。定義を統一させることが必要。
- ・ 緊急で受け入れた場合、そのまま受け入れ続けなければならない状況もあるため、受け入れたあとの出口を示す必要がある。
- ・ 地域生活支援拠点事業の進め方が不明確。説明会や意見交換ができる場があると良い。

(3) 各協議会における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」の状況

【グループワークでの主な意見】

- ・ 母子保健、高齢者、教育などメンタルヘルスの課題はどの分野にもあるため、横断的に課題解決をしていくことが必要。民生委員、老施協、教員など他分野と意見交換をすることが効果的。
- ・ 市町村毎に課題が異なるので、複数市町村で協議することの難しさを感じている。
- ・ 全体会と部会、両方を活性化させていくことが必要。
- ・ 個別ケースでは住まいに関する課題が多い。市営住宅の1階が空いていない、高校卒業後の居住場所がないなど、個別ケースでは住まいに関する課題が多い。

(4) 障害当事者の考える障害者自立支援協議会とは

【グループワークでの主な意見】

- ・ 当事者委員の人数がそもそも少ないという課題がある。
- ・ 当事者委員が参加しやすい運営をお願いしたい。例えば、オンライン参加を選択肢に入れる、専門用語や省略語はできるだけ避ける、資料の事前説明をする、会議での補助を付ける、型どおりの進行を避ける、休憩をこまめに挟む、少人数や当事者だけの部会をつくる等。
- ・ 合理的配慮について、公共施設などで使い勝手が悪いと感じることがある。公共施設における合理的配慮の評価が必要。
- ・ 合理的配慮は子どもからの意識付けが必要。義務教育で徹底してほしい。
- ・ 合理的配慮が義務化されることで、障害者に対して「腫れ物を触る状態」になってしまうことは避けてほしい。